

第7次美瑛町行政改革大綱（R3～R7）

令和5年度実施項目の検証（総評）

1 事務事業の見直し

事務事業の公益性、必要性及び緊急性を重視し、効率的な事業の実施展開を図り、住民サービスの提供に努めるとともに、行政手続の簡素化、行政事務の迅速化を進めました。

（1）実施項目

① 5S運動の取組による業務の効率化

日常的に使用する書類やファイルの整理整頓は習慣化が進んでいることから、書庫や保管庫における保存年限の経過した文書ファイルや不要品を整理し、効率よく業務が遂行できる環境を維持しました。

② 事業の公益性・必要性の明確化

美瑛町自治基本条例の施行を契機として、「第6次まちづくり総合計画」に記載された165の個別施策を評価検証した上で、達成目標に対する進捗状況を体系化して把握するなど、これまでの事業効果の検証方法を拡充したほか、国や北海道の補助金等を活用し、有効な財源確保に努めました。

③ 書面規制、押印、対面規制等の見直し

令和4年度から押印規制等を見直し、行政区や各種団体等からの補助申請に係る事務の簡略化を継続するとともに、電子決裁に対応した財務会計システムの導入に向けて、これまで対象外としていた請求書等の押印見直しについても検討を開始しました。

（2）今後の取組

電子データの整理や保存方法に関する規則などの検討、また、メール等による申請について、取り扱う行政手続の拡充について検討を進めるほか、社会変革や多様化する住民ニーズに的確に対応するため、各種事業の見直しやDX等による業務の効率化を図ります。

2 行政機構と職員体制の見直し

職員の政策形成力等の向上と、多種多様な行政運営に必要な創造力豊かな発想を持った人材の育成、確保、意識改革を図るとともに、非常事態時における業務環境の確保に向けて、テレワーク等の試行と必要となる環境の整備に取り組みました。

(1) 実施項目

①職員の政策形成力・行政運営能力等の向上

階層別職員研修を実施し、政策形成力、行政運営能力などの向上に努めるとともに、自主的な課題に取り組める研修に関して参加を促すなど、職員個々の意識改革を図りました。

②個人情報等の機密性を保持したテレワークの方法や体制のルールづくり等の検討

「自治体テレワークシステム for LGWAN」を活用し、庁舎外から庁内ネットワークへ接続して業務を行う環境を構築、テレワークの試行を継続するとともに、役場庁舎電話交換機の老朽更新にあわせて、庁舎用電話としてスマートフォン（FMC）を導入し、コスト縮減に取り組みました。

(2) 今後の取組

職員の行政運営能力の向上や更なる意識改革を進めるため、職員研修の拡充や人事評価における個別目標設定等の充実について検討するほか、テレワークについては引き続き試行を重ねつつ、導入したスマートフォンをFMCサービス以外にも活用するなど、スマート化による業務の生産性の向上や質の高い公共サービスの提供に努めます。

3 行政の情報化の推進と行政サービスの向上

ICT（情報通信技術）を活用した電子行政サービスの充実・高度化に努めるとともに、デジタル技術等の活用による住民の利便性向上と業務の効率化を図りました。

(1) 実施項目

①ホームページ、SNS等を活用した迅速な行政情報の配信による住民サービスの向上

ホームページやSNS等を活用した迅速な行政情報の配信による住民サービスの向上を目指し、引き続き町公式LINEの機能の拡張による「ごみ収集日案内アラーム」等の利便性の高い情報発信を継続しました。

②文書事務及び窓口事務の電子化による住民の利便性の向上

5大ライフイベントに係る手続を1階住民生活課にて行う「ワンストップ窓口」の手続の拡充を検討したほか、「書かない窓口」や町公式LINE等を活用した住民票などの電子申請について、庁内作業チームで検討を進めました。

③電子文書データの管理ルール等の整理による業務効率の向上

電子文書管理システムの導入に向けて、近隣自治体との広域的な協議を進めるとともに、電子文書データ管理に必要な電子文書分類基準の策定などの検討を進め、導入に向けた具体的な計画を整理しました。

(2) 今後の取組

町公式LINEアカウントの有効活用により、必要な情報を必要な方に配信できるよう機能の拡充を図るほか、電子文書管理システム等の導入を進めるなど、デジタル技術等の活用による業務の効率化を図るための取組を継続します。

4 住民協働を意識した行政運営

美瑛町自治基本条例の理念に基づき、行政運営に町民の意見を積極的に取り入れるよう、各種審議会の開催やアンケート調査等を実施するなど、町民が町政に参加しやすい環境づくりに努め、住み良いまちの実現に取り組みました。

(1) 実施項目

令和5年4月から施行された美瑛町自治基本条例の運用について、これまでのまちづくりの取組を土台として、町民意見の公開や審議会等の公開な

ど、条例の効果的な運用に向けて試行錯誤しながらも実践しました。

また、地域での生活をより快適で住みやすいものとしていただくため、行政区や町内会から御意見を伺いながら、地域活動に係る一括交付金制度の検討を進めました。

(2) 今後の取組

令和5年度的美瑛町自治基本条例の運用検証によって顕在化した新たな課題の改善を図り、引き続き町民の皆さまが町政に参加しやすい環境づくりに努めます。また、行政区等に係る現在の補助金制度の対象範囲の拡充や事務手続の簡略化とともに、行政区や町内会の負担が大きい事務作業等に係る支援体制として、集落支援員制度を活用した仕組みを取り入れることも検討します。

5 公共施設の効果的な管理運営

公共施設の適正配置、施設の長寿命化等による財政負担の軽減に取り組んだほか、財産の適正な管理と公平・公正で透明性のある利活用を推進するため、「美瑛町町有財産利活用等基本方針」を策定し、未利用財産の利活用や処分についての基本的な考え方を定めました。

(1) 実施項目

①人口減少等の中長期的な視点に立った公共施設の管理運営

各施設の長寿命化等に取り組んだほか、人口減少等の中長期的な視点に立った公共施設の適正配置を進めました。また、既存公共施設の利用が促進されるよう、他町村からの利用を促進することで広域的な利活用と新たな財源の確保を行ったほか、地域人材育成研修交流センターの利用団体等に対し、Beコインによる助成を行い、施設利用の促進と町内消費の活性化を図りました。

②未利用地及び施設の有効活用及び実情に合わせた処分の検討

未利用財産の管理・処分における現状と課題を明確にし、その利活用や処分についての基本的な考え方を定めるとともに、広く町民に明らかにすることで、財産の適正な管理と公平・公正で透明性のある利活用を推進す

るため、「美瑛町町有財産利活用等基本方針」を策定しました。

(2) 今後の取組

既存施設の維持に当たっては、施設ごとの役割を明確にし、利活用の実績等を踏まえ有効な活用を図るとともに、新たな運営手法を取り入れるなど、将来を見据えた施設の適正な運用に向けて検討を進めます。

現在未利用となっている公共施設や公有地の利活用にあたっては、基本方針に基づき、様々なノウハウを持つ民間事業者等から、財産の有効活用について提案をいただくなど、既存ストックの活用や未利用地の売却等を進めます。